最終更新日：2020年11月1日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長　鳥越慎二
問合せ先：経営管理部長　栗原直彦
証券コード：8769
https://www.armg.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

当社グループは、株主・投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーと健全かつ良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げることが、企業価値の最大化につながると考えており、その実現に向け、透明性と客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築、運営することを最重要課題の一つとして位置付けております。
当社は、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入し、取締役5名と取締役の兼任も含めた執行役員7名の体制を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため執行役員を兼任しない取締役として、経営者から独立した社外取締役3名を選任しております。また、経営の健全性確保に向け、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役設置会社の組織形態を採用し、監査役3名の体制をとっております。さらに各業務執行部門と独立した内部監査部門を設置し、全部門を対象に業務活動全般の内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善事項の指摘・指導を行い、改善が必要な事項については改善の進捗状況の確認を実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】
現在、当社の株主における海外投資家持株比率は、約11%と相対的に低いと考えておりますが、今後、同比率を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用)や招集通知の英訳を進めてまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】
経営陣の報酬については、会社の業績及び各個人のパフォーマンス評価を反映した支給基準を定め、決定しております。中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬については、報酬全体の構成、割合等を勘案のうえ、今後の導入を検討いたします。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣・監査役との連携】
当社は、筆頭独立社外取締役の選定等は行っておりませんが、社外取締役3名は取締役会のほかにも都度経営陣との積極的な意見交換を行っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】
当社は、現在、政策保有株式として、あるいは純投資目的としても上場株式を保有しておりません。
今後政策保有株式として上場株式保有の可能性が発生した際には、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、慎重に検討する方針としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規則において、取締役と当社間の取引については取締役会の承認事項と定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。
そのほか関連当事者に該当する企業や主要株主についても、年1回、取引状況を確認しており、現時点では関連当事者との取引はありません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、従業員に対し、確定給付型企業年金を提供しておりません。
(但し、従業員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております。)

【原則3-1 情報開示の充実】
(1) 企業理念につきましては、ホームページで開示しております。https://www.armg.jp/company/philosophy.html
経営戦略につきましては、決算説明会資料にて開示しております。https://www.armg.jp/ir/presen.html
中期経営計画につきましては、ホームページで開示しております。https://www.armg.jp/ir/business.html

(2) 当社は、株主・投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。その実現のために、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などを中心とした内部統制システム及びリスク管理体制の一層の改善・整備を図りコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

(3) 取締役の報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案のうえ、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。 執行役員の給与については、業績・能力の評価を反映して決定しております。また、賞与については、各執行役員の業績に対する貢献度に基づき決定しております。 なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしております。

(4) 当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討し、取締役会で決定しております。

(5) 取締役、監査役候補の指名を行う際には、選任・指名についての理由を招集通知等により開示いたします。

(6) 経営陣幹部の職務執行に不正又は重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、取締役会の承認を得て解任することとしております。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任範囲の明確化】
当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において、法令又は定款のほか、取締役会規則に定められた事項を決定しております。
当該取締役会規則により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の意思決定及び執行は、経営陣及び執行役員に委任しており、職務権限規程や執行役員規程等により明確化されております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。
3名の独立社外取締役は、それぞれ独立した立場から、これまでの豊富な経験及び幅広い見識から取締役会などにおいて当社のコーポレート・ガバナンス等の向上について率直・活発で建設的な意見を述べております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成に関する考え方】
当社では、現在5名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続的に推進していく規模として、適切と考えております。また、その内訳は、各事業の経営や喫緊の課題に精通した社内取締役2名と、これまでの豊富な経験及び幅広い見識を持ち、独立した立場から積極的に発言をいただける社外取締役3名で構成されており、バランスのとれた構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】
当社は、取締役・監査役の責務が十分果たされるよう、定期的に兼任の状況を確認しており、その状況については、招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】
当社では、全役員に対し年1回、取締役会全体（役割や運営等）に関する「取締役会アンケート」及び議長との個別面談を実施したうえで、取締役会でその結果を報告しております。本アンケート及び面談における取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効性のあるものと判断しております。
(1) 取締役会の役割
　取締役会規則に基づき必要な議題を選定し、適切な審議をもって意思決定を行っており、意思決定においては、社内取締役、社外取締役及び監査役はそれぞれ求められる役割・責務に照らして必要十分な機能を果たしております。

(2) 取締役会の運営
　取締役会資料は事前に配付し、また、必要に応じて個別に事前説明するなど、十分な検討時間を確保しております。また、当日の審議に必要な情報と資料は適宜適切に提供しております。

(3) 取締役会の構成
　それぞれの幅広い経験を反映した価値観や多様な視点に基づき建設的な議論が行われる構成となっており、的確な審議と意思決定を行うにあたり適切な人数となっております。

(4) 課題
取締役会として、ＥＳＧ、ＳＤＧｓ等トレンドに沿った役員トレーニングを実施することを課題として共有しており、改善を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
取締役及び監査役には、求められる役割と責務（法的責任を含む。）を十分に果たしうる人物を、また、特に社内から選任する取締役及び監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。
また、取締役及び監査役の業務を行うにあたって必要な知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役及び監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針の下、株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みを行っております。
(1) 統括責任者
経営管理本部管掌役員を統括責任者として、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取り組みを行っております。

(2) 対話手段の充実
　対話の手段として、以下の取り組みを実施し、対話の充実に努めております。
　①半期毎の決算説明会の実施及び決算説明会動画、資料、議事要旨を当社ホームページで開示
　②開かれた株主総会の運営
　③当社ホームページにおける国内外投資家へ向けた会社関連情報開示の充実

(3) 個別対話の実施
　上記のほか情報開示の公平性に留意しつつ、可能な限り個別に対話を実施しております。

(4) 取締役会へのフィードバックの方法
対話によって得られた投資家の意見等を集約し、必要に応じて取締役会にて報告しております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |

[大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数 (株) | 割合 (%) |
|---|---|---|
| 鳥越　慎二 | 4,509,800 | 26.56 |
| 笹沼　泰助 | 2,685,700 | 15.82 |
| SIX SIS LTD. | 1,346,300 | 7.93 |
| フォルソム　夕起子 | 1,040,000 | 6.12 |
| THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 | 996,400 | 5.87 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 721,200 | 4.25 |
| 前波　範彦 | 262,700 | 1.55 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 261,500 | 1.54 |
| 住友生命保険相互会社 | 200,000 | 1.18 |
| 楽天証券株式会社 | 197,400 | 1.16 |

| | |
|---|---|
| 支配株主 (親会社を除く) の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における (連結) 売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には親会社や上場子会社は存在しておりませんが、100%子会社が存在しております。100%子会社のコーポレート・ガバナンスを尊重しつつも、グループ全体としてガバナンスを推進していく方針であります。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 余田　拓郎 | 学者 | | | | | | | | | | | |
| 江幡　真史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 寺原　真希子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 余田　拓郎 | ○ | 上記aからkに該当する事項はありません。 | 大学教授として豊富な経験・見識を当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立の立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任いたしました。 |
| 江幡　真史 | ○ | 上記aからkに該当する事項はありません。 | 上場企業の代表取締役としての豊富な経験・見識を当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立の立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任いたしました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 寺原　真希子 | ○ | 上記aからkに該当する事項はありません。 | 弁護士としての豊富な経験・識見を有しており、当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任いたしました。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 3 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的にミーティングを開催して監査実施状況及び監査報告書の内容説明を受けているほか、必要に応じて適宜情報及び意見交換を行なっております。情報及び意見交換の場においては、監査役からは日常の業務監査で知り得た情報を会計監査人に伝え、会計監査人からは会計監査で得た情報の提供を受けることにより、監査の実効性が高まるよう努めております。

内部監査部門とは、監査方針・監査計画の相互説明と意見交換、所謂J-SOX法対応を中心とした内部統制システムの整備・運用状況についての取締役社長宛報告会同席、常勤監査役による内部監査関連の報告書閲覧等の方法により、内部監査部門との情報共有を図りつつ、監査役・内部監査部門双方の監査の成果が高まるよう努めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 堀越　直 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 林　隆夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 堀越　直 | ○ | 上記aからmに該当する事項はありません。 | 株式会社新生銀行での営業、管理部門での勤務経験、人格、見識のうえで当社監査役に適任と考えられるため、選任しております。また、銀行での勤務経験等を通じて決算手続や財務諸表等の財務・会計に関して精通しております。 |
| 林　隆夫 | | 上記aからmに該当する事項はありません。 | 日本軽金属株式会社での内部監査部門の要職及び同社グループ会社監査役を歴任されており、人格、見識のうえで当社監査役に適任と考えられるため、選任しております。また、日本軽金属グループでの勤務経験等を通じて決算手続や財務諸表等の財務・会計に関して精通しております。 |

**【独立役員関係】**

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4名 |

その他独立役員に関する事項

―――

**【インセンティブ関係】**

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるという目的に照らし、付与対象者を設定しております。

**【取締役報酬関係】**

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役それぞれの支給総額を開示しております。
2020年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりです。
取締役 5人 92百万円
監査役 3人 16百万円計 8人 108百万円

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

現在、社外取締役及び社外監査役を補佐する専従者はおりませんが、職務を補助する人員、組織の設置を社外取締役及び監査役から要請された場合には、取締役及び監査役との協議により、適切な職務遂行に必要な業務補助を行う体制を整備いたします。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、当社の規模や当社の置かれている市場環境等を勘案し、機動的な意思決定と機動的な意思決定に基づく業務執行が行える体制であることが重要であると考えており、かつ、適切な意思決定を行うために、客観性・中立性や経営の監視機能を確保することが重要であると考えていることを理由として、以下の体制を採用しております。

<取締役会> 取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、5名（うち女性1名）の体制をとっております。取締役会は原則月1回取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定しております。また、経営監督機能を強化し、業務執行に係わる意思決定の健全性を確保するため、社外取締役3名（うち女性1名）の選任を行っております。
2020年3月期の開催回数は17回（そのほかに書面決議1回）で、取締役の出席率は100%、監査役の出席率は100%でした。

〈責任限定契約〉当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

<監査役・監査役会> 監査役は3名（うち女性0名）の体制をとっており、監査役会は原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席しているほか、取締役社長との意見交換会を適宜開催しております。また、常勤監査役は重要な社内会議への参加、各種議事録や稟議書類の確認等の活動を実施し、事業活動により近い位置での監査活動に注力することにより、経営に対する監査機能を強化しております。なお、監査役の機能強化に係る取り組みに関しては、「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1．機関構成・組織運営等に係る事項［監査役関係］」に記載のとおりであり、実効性が高く、効率的な監査役監査を推進するため、監査役・会計監査人・内部監査部門の連携強化に努めております。

<会計監査人> 会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名（うち女性0名）中2名（うち女性0名）の社外監査役を選任し、客観的かつ中立的な立場からの経営に対する監査機能を確保するとともに、社外取締役3名（うち女性1名）を登用することにより、業務遂行を監督する取締役会の機能を強化しております。このように、経営からの独立性が高い監督機能の充実を図ることが合理的であると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 多くの株主様に株主総会への参加をいただくため、集中日を極力避けて設定をしております。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに年2回決算説明会を実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | TDnetによる開示資料、EDINET提出資料に加え、決算説明会実施時の説明資料等を、開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| その他 | 経営に関連する情報については、TDnet及び当社Webサイト等を通じて適時開示しております。<br>情報セキュリティ強化の観点から、「ISO/IEC27001（ISMS）」及び「JISQ15001認証」を取得しております。<br>従業員が仕事と生活を両立しながら、生き生きと働き続けられる職場の実現に向け取り組みを実施しており、東京都が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の「育児・介護休業制度充実部門」と「長時間労働削減取組部門」において、優れた取り組みをしているとして認定されております。<br>「次世代育成支援対策推進法」に基づき東京労働局長より認定を受け、「次世代認定マーク」（愛称：プラチナくるみん）を取得したほか、女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし」において「認定段階3」に認定されております。<br>また、自社の従業員が健やかに生活し元気に働いていけるよう、会社を挙げて健康経営に取り組み、「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」として認定されております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

(1) 当社及び当社子会社(以下、ARMグループという。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。

②取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。

③内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。

④取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。

⑤反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

⑥内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。

⑦上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存･管理することとする。

②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) ARMグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築･整備する。

②経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。

③経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。

④上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

(4) ARMグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。

②取締役会は、ARMグループの効率的な事業運営と経営の監視･監督体制の整備を行う。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

④グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。

⑤連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

⑥グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

(5) ARMグループにおける業務の適正を確保するための体制

①ARMグループ各社は、ARMグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。

②ARMグループに属する会社間の取引は、関係法令･企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。

③ARMグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。

④ARMグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。

⑤内部監査部門は、ARMグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、ARMグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑥ARMグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑦ARMグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。

②監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

(7) ARMグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

①ARMグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。

②ARMグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

③取締役及び使用人は、法令･定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①ARMグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。

②ARMグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

③ARMグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

⑼ 上記⑺の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行ったARMグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

⑽ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

【内部統制システムの整備状況】
当社では、内部統制システムの体制を着実に整備し、また、継続的な改善に取り組んでいます。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固とした対応を取ることとしております。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
①反社会的勢力への対応方法等について、マニュアルを整備し、従業員への周知徹底を進めております。
②新規に取引を実施する先については、反社会的勢力であるかどうかチェックを実施したうえで、取引を開始しております。
③弁護士等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。
④社内において反社会的勢力に関する教育研修を実施し、反社会的勢力との対応について周知徹底を図っております。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。株主価値の最大化を目指す経営を行うことが当社グループの経営陣の基本方針であると同時に、買収に対する最も有効な対策であると考えております。

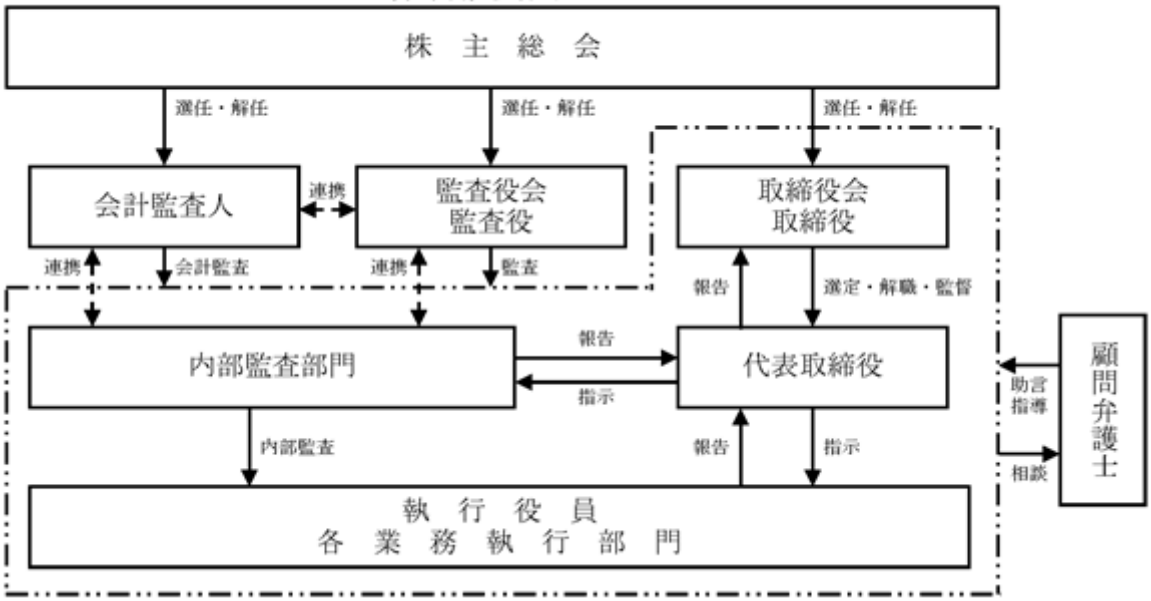
## 2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示の概要】
(1) 適時開示に対する基本方針
当社グループは、投資家･株主の皆様、顧客、従業員、取引先、地域社会といった、会社を取り巻くステークホルダーと健全かつ良好な関係が築かれ維持され、長期安定的な成長を遂げることが経営の最重要課題の一つであり、そのことを実践することにより株主の皆様の利益の最大化を図ることができるものと確信いたしております。このような観点から、当社は関係法令及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」に従い、投資家への適時開示に取り組むと同時に、関係する全てのステークホルダーに対して公平に企業情報を開示し、経営の透明性･信頼性の高い情報開示体制を構築することを通じて企業価値の向上に努めてまいります。

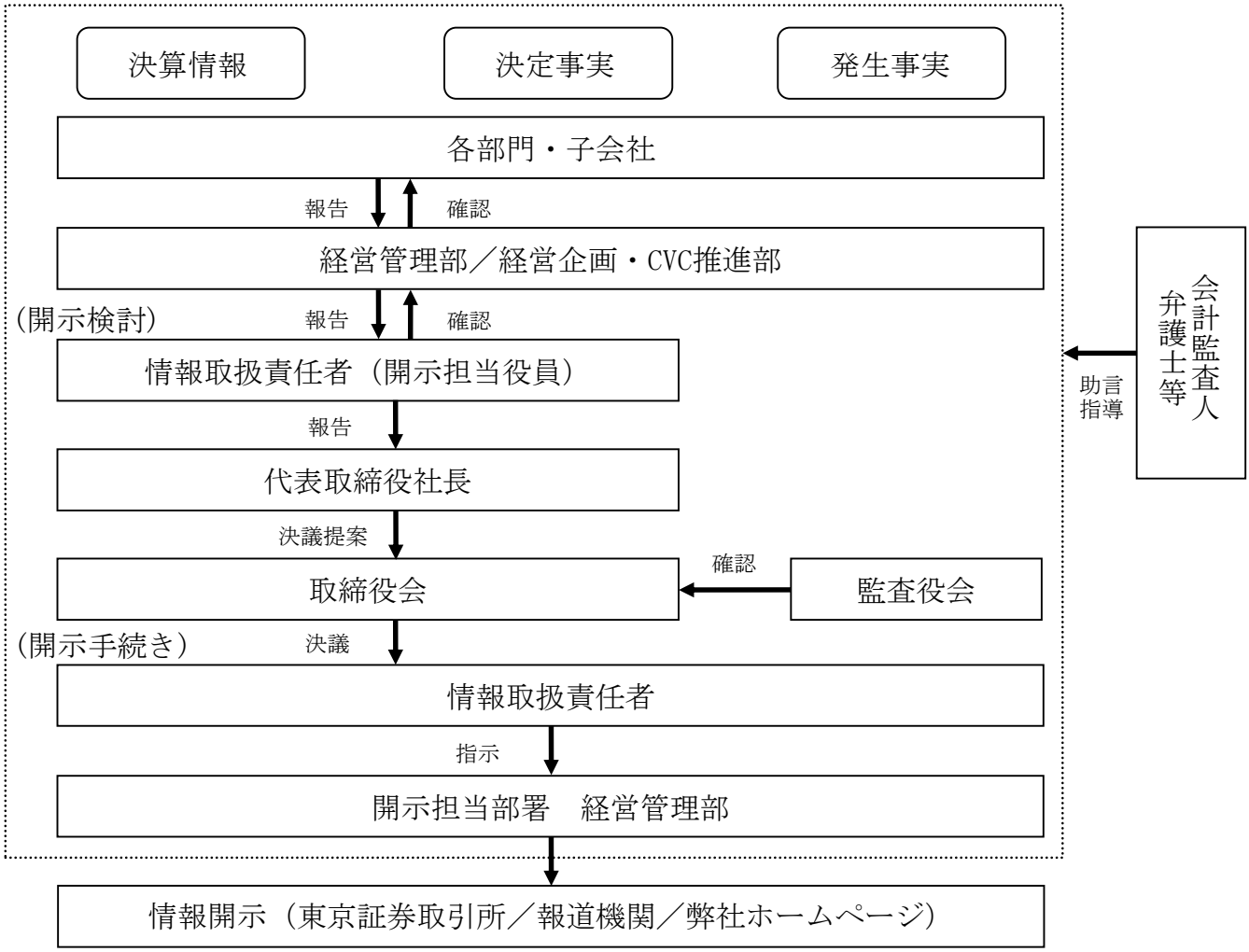
(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
当社グループの適時開示体制としましては、業務分掌と担当部署を明確化しグループ内に周知徹底させることにより迅速かつ網羅的な会社情報の収集を実現し、各担当部署が各適時開示情報について責任を持つだけでなく、管理本部統括担当取締役が、情報取扱責任者として会社情報の適時開示を統括しております。適時開示にあたっては、当社は開示内容及び開示の迅速性に留意しており、各部は重要な決定事実や決算情報について、社内規程に基づく報告や各部の定例会議により会社情報の収集、集約を行い、当該情報を担当責任者と情報取扱責任者及び社長を含めたメンバーが定期的に開催するミーティングにおいて開示の必要性を検討いたします。
会社情報の管理にあたっては、「機密情報管理規程」及び「内部者取引防止管理規程」を定め、該当情報に接する者を最小限に留めるとともに、機密保持、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引の防止を徹底しております。
さらに、遅滞ない開示が求められる発生事実につきましては、緊急の取締役会を開催し、審議及び決議を行い、速やかに開示いたします。
適時開示に係る組織体制図は概要図のとおりです。

(3) 適時開示体制の管理と見直し
当社グループでは、社内各部門の業務運営について、内部監査部門が定期的に監査を行う体制となっております。また、監査役は、取締役会への出席や取締役からの報告聴取等により取締役の職務執行を監査する体制となっており、会社情報の開示に関するモニタリングにも留意しております。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



情報開示体制図


決算情報
決定事実
発生事実
各部門・子会社
報告
確認
経営管理部／経営企画・CVC推進部
(開示検討)
報告
確認
情報取扱責任者（開示担当役員）
報告
代表取締役社長
決議提案
確認
取締役会
監査役会
(開示手続き)
決議
情報取扱責任者
指示
開示担当部署　経営管理部
情報開示（東京証券取引所／報道機関／弊社ホームページ）
会計監査人
弁護士等
助言
指導